

【よくあるご質問】

1	その他やむをえない事由とはどんな状況が想定されますか。	宗教上の影響や不登校などを想定しています。
2	利府町に住所がなく、利府町立の小中学校に通っています。対象になりますか。	利府町に住所がない場合は、対象外となります。
3	学校に給食停止の申請をしないで、全部の給食を停止している場合は対象になりますか。	保護者から学校長に対して学校給食停止申請（令和 8 年度分）がない場合は対象外になります。
4	給食の提供を受けているものの、パンや牛乳の提供を受けていない場合は対象になりますか。	給食の提供を一部でも受けている場合は、対象外となります。
5	給食では食べられるものだけを食べて、補食を持参しています。対象になりますか。	給食の提供を一部でも受けている場合は、対象外となります。
6	給食を提供されなかった日数が通算で 30 日を超えた場合は対象になりますか。	通算の場合は、対象外となります。給食を実施した日で、かつ連続して 30 日を超えた場合は対象となります。
7	「給食を実施した日」とは、給食を提供した日という理解で正しいですか。	お見込みのとおりです。「給食を実施した日」とは、給食を提供した日です。
8	学級閉鎖や臨時休校により給食が提供されなかった日は「給食を実施した日」に含まれますか。	給食が提供されなかった日は、「給食を実施した日」に含まれません。
9	「国や他の地方自治体から学校給食費に関する補助や支援を受けていないこと」とはどういう意味ですか。	利府町以外から同様の補助金等の交付を受けていないことを指します。
10	保護者が行う補助金申請の手順等について教えてください。	補助金の申請から交付については、次のとおりとなります。 7 月頃 町から対象者に申請書を発送 9 月頃 対象者が申請書を提出 10 月頃 対象者に町から決定通知を発送 1 月頃 補助金の確定 翌年 3 月～4 月頃 対象者に補助金の交付

11	年度中にやむを得ない事由に該当する学校給食停止申請を提出した場合、町からその都度、対象者に対して補助金の申請書を送付するという理解で問題ないですか。	お見込みのとおりです。年度当初のみならず、年度中に学校給食停止申請書が提出された場合も、補助金の対象要件が満たされる場合には、町から対象者に対して補助金の申請書を送付します。
----	---	--